

(5) 教職員の研修の充実

- ◇職員会や夏季休業中に、必要に応じて適宜職員研修を行う。「いじめ防止 これだけは！」といった各種啓発資料などを活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようにする。
- ◇いじめ事案があった際には、職員会や職員打ち合わせ等で、その事例を活用した教職員の研修を行う。

(6) 保護者との連携

- ◇1・2年生は年2回（10月・3月）、3年生は年3回（10月・11月・1月）に個別懇談を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、学校での生徒の様子を保護者に伝え、家庭との連携を密にする。また、夏季休業日開始後すぐに希望する保護者や生徒に対して個別懇談を行い、夏季休業日も連携が密にとれるように配慮する。
- ◇年3回実施する授業参観日に、学級懇談会または学年懇談会を開催し、「いじめ」などについての生徒の現状や情報モラルを守って情報機器を利用することの大切さを伝え、必要に応じて協力を依頼する。
- ◇保護者から我が子がいじめに遭っているのではないかという申し出があったときは、すぐに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。学級担任と学年主任が家庭訪問し、生徒からいじめの事実について十分に聴き取る。それをもとに「緊急いじめ対策委員会」を開き、指導方針を決定し、対応策を実行する。
- ◇いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係諸機関との連携

- ◇いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、日頃から教育委員会や子ども相談センター、子育て支援課、民生児童委員、学校評議委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ◇稲羽西小学校区・稲羽東小学校区で開催される青少年育成市民会議（年2回開催）に校長が参加し、地域（自治会長・子ども会育成会長・青少年推進委員等）に学校の情報を伝え、協力を願う。「いじめ」等についての学校の現状について地域や家庭に説明するとともに、必要に応じて協力を依頼するなどして、生徒たちが安心して生活できる地域づくりのための連携・協力体制をつくる。また、稲羽中校区学校運営協議で、支援、助言をいただく。
- ◇国や県・市の教育委員会等から紹介される「相談機関」「相談電話」等について、学校だより等を通して連絡先や連絡方法を生徒・保護者に周知する。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

- ◇集会や学級指導（関係機関からのリーフレットを活用）等を通して、生徒にスマートフォンや通信型ゲーム機等を介したいじめ（誹謗中傷等）への適切な対応の仕方を知らせ、早期に被害の申し出をさせる。
- ◇学級懇談会や学年懇談会、学校だよりや関係機関からのリーフレットの配付を通して、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介したいじめ（誹謗中傷等）の危険性を保護者にも周知し、発見と報告を依頼する。
- ◇PTAと連携し、家庭におけるインターネット・SNS等の利用に関するルールづくりの啓発を行う。
- ◇インターネット・SNS等によるいじめの情報を得たときは、必要に応じて警察等の関係機関に相談し、連携して対応する。